

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第五十九条まで（現行のとおり）</p> <p>（石綿飛散防止方法等計画届等）</p> <p>第六十条 条例第二百二十四条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料は、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とする。ただし、同項に規定する壁面、天井その他の部分に使用する場合は、吹付け石綿に限る。</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>第六十一条から第八十三条まで（現行のとおり）</p> <p>附 則</p> <p>1から13まで（現行のとおり）</p> <p>附則別記第一号様式 その一（別紙一のとおり）</p> <p>その二（現行のとおり）</p> <p>附則別記第二号様式 その一（別紙二のとおり）</p> <p>その二（現行のとおり）</p> <p>附則別記第三号様式（別紙三のとおり）</p> <p>別表第一から別表第二十まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第六号様式の四まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第五十九条まで（略）</p> <p>（石綿飛散防止方法等計画届等）</p> <p>第六十条 条例第二百二十四条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料は、吹き付け石綿（吹き付け工法に使用される石綿含有材料をいう。以下同じ。）及び石綿を含有する保温材（石綿を含有する耐火被覆材及び断熱材を含む。）とする。ただし、同項に規定する壁面、天井その他の部分に使用する場合は、吹き付け石綿に限る。</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>第六十一条から第八十三条まで（略）</p> <p>附 則</p> <p>1から13まで（略）</p> <p>附則別記第一号様式 その一（別紙三十九のとおり）</p> <p>その二（略）</p> <p>附則別記第二号様式 その一（別紙四十のとおり）</p> <p>その二（略）</p> <p>附則別記第三号様式（別紙四十一のとおり）</p> <p>別表第一から別表第二十まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第六号様式の四まで（略）</p>

第七号様式 その一 (別紙四のとおり)

その二 (現行のとおり)

別紙一 その一から別紙七まで (現行のとおり)

第八号様式の甲 (別紙五のとおり)

第八号様式の乙(債) (別紙六のとおり)

第八号様式の乙(債) (現行のとおり)

第九号様式 (別紙七のとおり)

第十号様式 (別紙八のとおり)

第十一号様式 (現行のとおり)

第十二号様式 (別紙九のとおり)

第十三号様式 (別紙十のとおり)

第十四号様式 (別紙十一のとおり)

第十五号様式 (別紙十二のとおり)

第十六号様式 その一 (別紙十三のとおり)

その二 (現行のとおり)

別紙一から別紙十二まで (現行のとおり)

第十七号様式 (別紙十四のとおり)

第十八号様式 (別紙十五のとおり)

別紙一及び別紙二 (現行のとおり)

第十九号様式 (別紙十六のとおり)

第二十号様式 (別紙十七のとおり)

第七号様式 その一 (別紙四十二のとおり)

その二 (略)

別紙一 その一から別紙七まで (略)

第八号様式の甲 (別紙四十三のとおり)

第八号様式の乙(債) (別紙四十四のとおり)

第八号様式の乙(債) (略)

第九号様式 (別紙四十五のとおり)

第十号様式 (別紙四十六のとおり)

第十一号様式 (略)

第十二号様式 (別紙四十七のとおり)

第十三号様式 (別紙四十八のとおり)

第十四号様式 (別紙四十九のとおり)

第十五号様式 (別紙五十のとおり)

第十六号様式 その一 (別紙五十一のとおり)

その二 (略)

別紙一から別紙十二まで (略)

第十七号様式 (別紙五十二のとおり)

第十八号様式 (別紙五十三のとおり)

別紙一及び別紙二 (略)

第十九号様式 (別紙五十四のとおり)

第二十号様式 (別紙五十五のとおり)

第二十一号様式 (別紙十八のとおり)

第二十二号様式 (別紙十九のとおり)

別紙一から別紙四まで (現行のとおり)

第二十三号様式 (別紙二十のとおり)

第二十四号様式 (別紙二十一のとおり)

第二十五号様式 (別紙二十二のとおり)

第二十六号様式 (別紙二十三のとおり)

第二十七号様式 (別紙二十四のとおり)

第二十八号様式 (別紙二十五のとおり)

別紙 (現行のとおり)

第二十九号様式 (別紙二十六のとおり)

別紙 (現行のとおり)

第三十号様式 (別紙二十七のとおり)

別紙 (現行のとおり)

第三十一号様式 (別紙二十八のとおり)

第三十二号様式 (別紙二十九のとおり)

別紙 (現行のとおり)

第三十二号の二様式 (別紙三十のとおり)

第三十二号の三様式 (別紙三十一のとおり)

第三十三号様式 (別紙三十二のとおり)

別紙 (現行のとおり)

第二十一号様式 (別紙五十六のとおり)

第二十二号様式 (別紙五十七のとおり)

別紙一から別紙四まで (略)

第二十三号様式 (別紙五十八のとおり)

第二十四号様式 (別紙五十九のとおり)

第二十五号様式 (別紙六十のとおり)

第二十六号様式 (別紙六十一のとおり)

第二十七号様式 (別紙六十二のとおり)

第二十八号様式 (別紙六十三のとおり)

別紙 (略)

第二十九号様式 (別紙六十四のとおり)

別紙 (略)

第三十号様式 (別紙六十五のとおり)

別紙 (略)

第三十一号様式 (別紙六十六のとおり)

第三十二号様式 (別紙六十七のとおり)

別紙 (略)

第三十二号の二様式 (別紙六十八のとおり)

第三十二号の三様式 (別紙六十九のとおり)

第三十三号様式 (別紙七十のとおり)

別紙 (略)

第三十三号の二様式 (別紙三十三のとおり)

第三十四号様式 (別紙三十四のとおり)

別紙 (現行のとおり)

第三十五号様式 (別紙三十五のとおり)

第三十六号様式 (別紙三十六のとおり)

別紙 (現行のとおり)

第三十七号様式の甲團 (別紙三十七のとおり)

第三十七号様式の甲團 (別紙三十七の二のとおり)

第三十七号様式の乙から第三十八号様式まで (現行のとおり)

第三十九号様式 (別紙三十八のとおり)

第三十三号の二様式 (別紙七十一のとおり)

別記第三十四号様式 (別紙七十二のとおり)

別紙 (略)

第三十五号様式 (別紙七十三のとおり)

第三十六号様式 (別紙七十四のとおり)

別紙 (略)

第三十七号様式の甲團 (別紙七十五のとおり)

第三十七号様式の甲團 (別紙七十五の二のとおり)

第三十七号様式の乙から第三十八号様式まで (略)

第三十九号様式 (別紙七十六のとおり)

※別紙は掲載省略